住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を給付します。

対象世帯

① 住民税非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）に東川町に住民登録があり、世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税の世帯

② 家計急変世帯

申請時点で東川町に住民登録があり、上記の①住民税非課税世帯に該当しない世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降、申請日の属する月までの家計が急変し、同一の世帯に属する方全員が住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※1．住民税非課税世帯、2．家計急変世帯のいずれも世帯全員が住民税課税者の税法上の扶養になっている世帯は対象外です。

（例）Aとは別世帯のB（非課税）とC（非課税）からなる2人世帯の場合

	Aとの扶養関係		
	BCともにAの扶養ではない	B（若しくはC)のみAに扶養されている	BCともにAに扶養されている
Aが住民税課税	○支給対象	○支給対象	×支給対象外
Aが住民税非課税	○支給対象	○支給対象	○支給対象

給付額

１世帯あたり　**１０万円**

※住民税非課税世帯か家計急変世帯のいずれか1回のみの給付となり、重複して（複数回）給付を受けることはできません。

申請方法

① 住民税非課税世帯

１、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書

令和4年2月7日以降に本給付金の対象と思われる世帯へ東川町から確認書を郵送いたします。

内容をご確認の上、必要事項を記入し**令和4年4月28日（木）**までに返送ください。

※確認書の郵送は、令和3年12月10日（基準日）に東川町に住民登録がある世帯のみとなります。

基準日に東川町に住民登録のない世帯の方は、基準日に住民登録のある市区町村へお問い合わせください。

２、本人確認書類の写し

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳等の写真付き手帳、年金手帳など

３、通帳又はキャッシュカードの写し

但し、令和2年度に実施した特別定額給付金など町で口座情報を把握している場合は金融機関等を予め記載し確認書を郵送致します。記載されている口座へ今回の給付金の支給を希望される場合は口座情報の書類は添付不要です。

※新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しておりますので、同封しております返信用封筒（切手不要）をご利用いただき、郵送によりお手続きくださるようご協力をお願いします。

② 家計急変世帯

申請が必要です。申請書類等は下記のとおりですが、お電話でお問合せ頂ければ、
必要書類や返信用封筒を郵送いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

1、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書（家計急変世帯の場合）

2、簡易な収入（所得）の見込額申立書

収入を確認できる書類添付（給与明細書や通帳の写しなど）

2、本人確認書類の写し

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳等の写真付き手帳、年金手帳など

3、通帳又はキャッシュカードの写し

受付期間　令和4年9月30日(金）まで

非課税相当額早見表（参考）

扶養している親族の状況等	非課税相当限度額（収入額ベース）		非課税相当限度額（所得額ベース）
	月額	年額	年額
単身または扶養親族がいない場合	80,833円以下	97万円以下	42万円以下
配偶者や親族を扶養している(計1名)場合	123,333円以下	148万円以下	93万円以下
配偶者や親族を扶養している(計2名)場合	158,333円以下	190万円以下	125万円以下
配偶者や親族を扶養している(計3名)場合	196,416円以下	235万7千円以下	157万円以下
配偶者や親族を扶養している(計4名)場合	234,500円以下	281万4千円以下	189万円以下
障がい者、寡婦、ひとり親、未成年の場合	170,250円以下	204万3千円以下	135万円以下

※扶養されている方の給与収入（年額）は97万円以下となります。
※早見表を参考に、同一の世帯の方の全員の収入がそれぞれ非課税相当額を下回るかご確認ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しておりますので、郵送による申請のご協力ををお願いいたします。お電話でお問い合わせいただくと、必要書類のご案内とあわせて各申請書及び返信用封筒（切手不要）を郵送いたします。お気軽にお問い合わせください。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、
お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

●お問い合わせ●

東川町　保健福祉課「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口
0166-82-2111（内線501.502）　　受付時間　平日8:30～17:15